

〒●●●●-●●●●

東京都△△区△△丁目番△号

見本のための架空事業所

◆◆部

▲▲ 殿

指定番号：○○○○

26 環 都 総 第 78 号

平 成 26 年 5 月 16 日

東京都環境局都市地球環境部  
 総量削減課長 木村 真弘  
 ( 公 印 省 略 )

東京都総量削減義務と排出量取引制度の  
 第2計画期間における基準排出量の再計算について（お知らせ）

日頃から、東京都の気候変動対策の推進に対して、各段の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

2015年度から始まる第2計画期間の実施に当たり、排出係数の見直しに伴う基準排出量の再計算について御案内をいたします。

本制度で用いる排出係数は、同一の計画期間中は固定としておりますが、各計画期間に用いる排出係数は、需要側からのCO<sub>2</sub>削減を、より効果的かつ実態に合うものとするために、各計画期間開始前に、直近のデータを基に、エネルギー種別ごとに設定することとしています。第2計画期間に用いる排出係数は、東日本大震災に伴う原子力発電所の停止等の影響により、電気の排出係数が大幅に大きくなるなどしており、同じエネルギー使用量であっても、第1計画期間の排出係数で算定した場合と第2計画期間の排出係数で算定した場合とは、特定温室効果ガス排出量は異なる結果となります。

これまでの対象事業所における省エネ努力による削減効果を適切に反映させるため、計画期間中の排出量だけでなく、基準排出量も見直し後の第2計画期間の排出係数を用いて再計算をいたします。

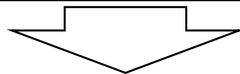
貴事業所の第2計画期間の基準排出量を原則の方法で再計算した結果は、次のとおりとなります。2013年度排出量を確認のうえ、例外の方法等についても検討していただき、そのうえで、2014年11月末までに提出する地球温暖化対策計画書に「基準排出量改定申請書」を添付して御提出ください。

なお、基準排出量再計算の方法及び手続については、別紙1及び2を御覧ください。

< 貴事業所の第2計画期間の基準排出量を原則の方法で再計算した値 >

指定番号	○○○○
事業所名称	見本のための架空事業所

第1計画期間の当初の基準排出量	8,968 t-CO <sub>2</sub>
-----------------	-------------------------



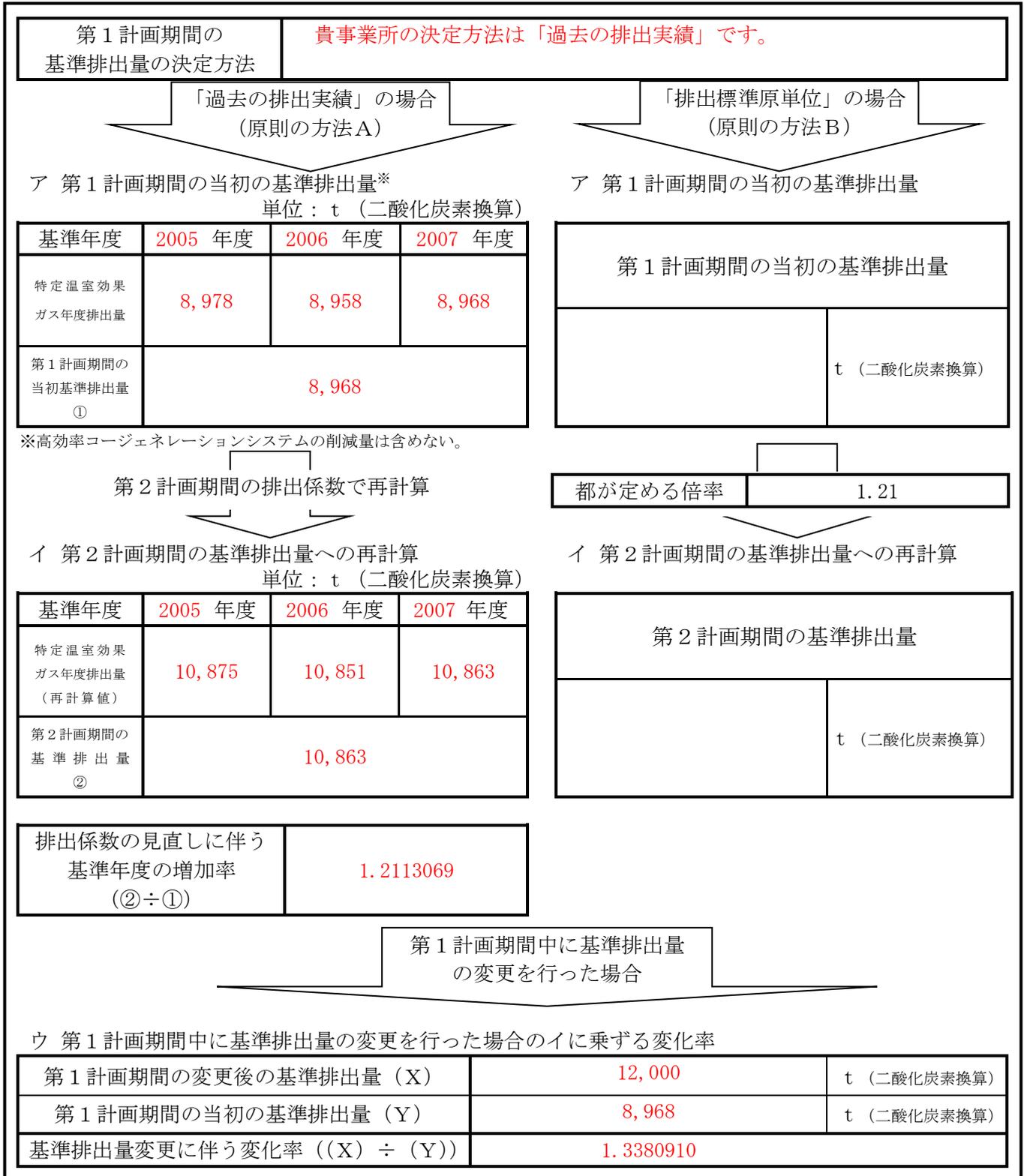
※再計算の詳細は裏面参照

第2計画期間の基準排出量	14,535 t-CO <sub>2</sub>
--------------	--------------------------

■ 貴事業所の第2計画期間の基準排出量を原則の方法で再計算した結果の詳細

(2014年4月20日時点の決定した情報に基づき再計算)

1. 再計算の過程



2. 原則の方法で再計算した結果

第2計画期間の基準排出量	14,535	t (二酸化炭素換算)
--------------	--------	-------------